

(地Ⅲ275)

平成20年2月6日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会
常任理事 内 田



支払基金への「電子情報処理組織の使用に関する届出
(特定健診・特定保健指導機関用)」について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、社会保険診療報酬支払基金への特定健康診査・特定保健指導機関の登録につきましては、平成19年9月28日付(地Ⅲ152)をもって通知をお送りいたしました。

今般、オンラインにより特定健診・特定保健指導データ等の授受を行う特定健診・特定保健指導機関については、ネットワークID・パスワード及び電子証明書が必要になることから、「特定健診・特定保健指導機関届」の「請求形態」欄に「オンライン」を選択している健診等機関に対して、直接、「電子情報処理組織の使用に関する届出(特定健診・特定保健指導機関用)」、及び「電子証明書発行依頼書」を平成20年2月20日までに提出するよう支払基金より通知がなされます。

なお、すでにレセプトのオンライン請求を行っている健診等機関(保険医療機関)については、現在、発行されている電子証明書が使用できることから、「電子証明書発行依頼書」の提出は不要であるとのことであります。

つきましては、別添のとおり、支払基金本部情報管理部長より都道府県基金幹事長宛に出されております通知について、参考までにお送りいたします。貴会におかれましても本件についてご了知の上、貴会管下郡市区医師会への周知方、よろしくご高配のほどお願い申し上げます。



基 情 発 第 168 号
平成 20 年 2 月 1 日

都道府県基金幹事長 殿

基金本部情報管理部長
(公 印 省 略)

「電子情報処理組織の使用に関する届出（特定健診・特定
保健指導機関用）」について（通知）

オンラインにより特定健診・特定保健指導データ等の授受を行う特定健診・
特定保健指導機関（以下「健診等機関」という。）については、ネットワーク
I D・パスワード及び電子証明書の発行が必要となります。

つきましては、「特定健診・特定保健指導機関届」（以下「機関届」という。）
の「請求形態」欄に「オンライン」を選択している健診等機関へ、下記のとおり
周知されるよう配意願います。

記

1 電子情報処理組織の使用に関する届出の提出

(1) 保険医療機関の場合

ア 既に機関届が提出されている健診等機関で、「請求形態」欄がオンライン
の場合は、別紙 1 に別添 1 「電子情報処理組織の使用に関する届出（特
定健診・特定保健指導機関用）」（以下「電子情報処理組織届出」という。）
及び別添 2 「電子証明書発行依頼書」を添付のうえ、連絡すること。

イ 今後、機関届が提出される健診等機関で、「請求形態」欄がオンライン
の場合は、「電子情報処理組織届出」及び「電子証明書発行依頼書」が併
せて提出されているか確認すること。

なお、「電子情報処理組織届出」及び「電子証明書依頼書」が提出され
ていない場合は、提出を求めること。

ウ 既にレセプトのオンライン請求を行っている健診等機関（保険医療機
関）については、現在、発行されている電子証明書を使用できることから、
「電子証明書発行依頼書」の提出は不要であること。

(2) 保険医療機関以外の場合

ア 既に機関届が提出されている健診等機関で、「請求形態」欄がオンライ
ンの場合は、別紙 2 に別添 1 「電子情報処理組織届出」及び別添 2 「電子
証明書発行依頼書」を添付のうえ、連絡すること。

イ 今後、機関届が提出される健診等機関で、「請求形態」欄がオンラインの場合は、「特定健診・特定保健指導機関コードの決定」を送付する際に併せて「電子情報処理組織届出」及び「電子証明書発行依頼書」を送付すること。

2 その他

(1) 「電子情報処理組織届出」及び「電子証明書発行依頼書」については、2月初旬に基金ホームページに掲載する予定としていること。また、健診等機関への対応として、支部に備え付けておくこと。

(2) 「オンライン請求システム利用規約」については、特定健診・保健指導決済システムのオンライン請求に対応するため、更新後の利用規約を前(1)に併せ基金ホームページに掲載する予定であること。

なお、更新後の内容については、別途連絡すること。

(3) 基金本部から次の関係団体に対して、オンライン請求を行う場合の取扱いについて、連絡済であること。(別添参照)

ア (社) 全国労働衛生団体連合会

イ (財) 結核予防会

ウ 日本人間ドック学会

エ 日本総合健診医学会

オ (財) 予防医学事業中央会

本件に関する問い合わせ先

情報管理部 システム開発管理課

小田島、兼保、宮内

IP TEL (内線発信番号)+48+848~849

別紙 1

事 務 連 絡
平成〇年〇月〇日

特定健診・特定保健指導機関 御中

〇〇〇基金幹事長

特定健診・特定保健指導のデータ等の授受を
オンラインで行う場合について

平素は支払基金の業務運営につきまして、格別のご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度、特定健診・特定保健指導機関届を提出いただきましたが、貴機関におかれましては、特定健診・特定保健指導のデータ等の授受について、オンラインにより実施するとされておりました。

つきましては、オンラインにより実施するためには、電子証明書の発行等を行う必要がありますので、「電子情報処理組織の使用に関する届出（特定健診・特定保健指導機関用）」及び「電子証明書発行依頼書」を本年2月20日（水）までに提出いただくようお願いいたします。

なお、既にレセプトのオンライン請求をされている特定健診・特定保健指導機関につきましては、現在使用されている電子証明書をそのままご利用いただけますので、「電子証明書発行依頼書」の提出の必要はありません。

事 務 連 絡
平成〇年〇月〇日

特定健診・特定保健指導機関 御中

〇〇〇基金幹事長

特定健診・特定保健指導のデータ等の授受を
オンラインで行う場合について

平素は支払基金の業務運営につきまして、格別のご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度、特定健診・特定保健指導機関届を提出いただきましたが、貴機関におかれましては、特定健診・特定保健指導のデータ等の授受について、オンラインにより実施するとされておりました。

つきましては、オンラインにより実施するためには、電子証明書の発行等を行う必要がありますので、「電子情報処理組織の使用に関する届出（特定健診・特定保健指導機関用）」及び「電子証明書発行依頼書」を本年2月20日（水）までに提出いただくようお願いいたします。

別添1

作成要領

- 1 届出者は、開設者又は請求者から届け出願います。また、開設者又は請求者が法人の場合は、代表者から届け出願います。
- 2 特定健診・特定保健指導機関届（以下「機関届」という。）において「⑩請求形態」についてオンラインを選択した場合、本届出が必要となります。
- 3 「送受信用パソコンのOS・ブラウザ」欄には、オンライン請求を行う送信機器のOS名及びブラウザ名を記入する。
《記載例》
OS：ウィンドウズ Vista ブラウザ：インターネットエクスプローラ 7
- 4 「請求開始年月」欄は、電子情報処理組織の使用を開始するときに、請求年月日を記入する。
- 5 「安全対策の規程（セキュリティ・ポリシー）」欄は、該当する項目の□に✓を記入する。
- 6 「電気通信回線」欄は、該当する電気通信回線への接続方法（IP-VPN接続、インターネット接続及びダイヤルアップ接続（ISDN））の□に✓を記入する。
なお、インターネット接続の場合は、IPsec+IKE提供事業者名を記入する。また、ダイヤルアップ接続（ISDN）の場合は、専用電話番号を市外局番から記入する。

電子証明書（発行・失効）依頼書

【保険医療機関 保険薬局 特定健康診査・特定保健指導機関】

平成 年 月 日

社会保険診療報酬支払基金 御中

開設者 住所

又は

請求者 氏名（代表者）

印

電子証明書の発行（失効）を依頼します。

機関種別	<input type="checkbox"/> 保険医療機関 <input type="checkbox"/> 保険薬局 <input type="checkbox"/> 特定健診・特定保健指導機関	都道府県	点数表	機関コード					
機関名称	(フリガナ)								
所在地	〒 - 								
電話番号	-								
電子証明書の 使用用途	<input type="checkbox"/> レセプトのオンライン請求で使用します。 <input type="checkbox"/> 特定健診・特定保健指導費用のオンライン請求で使用します。 <input type="checkbox"/> レセプト及び特定健診・特定保健指導費用のオンライン請求で使用します。								
発行料 (更新料)	<input type="checkbox"/> 診療（調剤）報酬支払額から控除することを希望します。 <input type="checkbox"/> 払込請求書による振込みを希望します。 ※ 機関種別が特定健診・特定保健指導機関の場合には、「払込請求書による振込み」を選択してください。								
失効理由									
注：電子証明書は社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会共通です。		基金 使用 欄	受付		確認				

【作成要領】

- 1 この様式は、電子証明書を発行又は失効するとき、機関の所在する社会保険診療報酬支払基金に提出してください。
- 2 電子証明書発行事務は社会保険診療報酬支払基金で行うので、国民健康保険団体連合会への本様式の提出は不要です。
また、電子証明書はレセプトのオンライン請求及び特定健診・特定保健指導費用のオンライン請求の双方で使用できます。
既にレセプトのオンライン請求又は特定健診・特定保健指導費用のオンライン請求で電子証明書を取得している場合には、本様式の提出は不要です。
- 3 電子証明書を発行又は失効しようとするとき、その別を○で囲んでください。
- 4 「開設者又は請求者」欄には、開設者（又は請求者）の住所・氏名の記入及び開設者（又は請求者）の押印をしてください。
なお、法人の場合は、代表者名を記入してください。
- 5 「機関種別」欄には、該当する機関の□にチェックをし、都道府県番号、点数表及び機関コードを記入してください。
- 6 「機関名称」、「所在地」及び「電話番号」欄には、保険医療機関届又は特定健診・特定保健指導機関届で届け出た記載内容を記入してください。
- 7 「電子証明書の使用用途」欄には、電子証明書を使用する用途の□にチェックをしてください。
- 8 「発行料（更新料）」欄は、希望する払込方法の□にチェックをしてください。
なお、機関種別が特定健診・特定保健指導機関の場合には、「払込請求書による振込み」を選択してください。
- 9 電子証明書の失効依頼書を提出する場合は、「失効理由」欄に失効理由を簡記願います。

【留意事項】

- 1 電子証明書の有効期間は3年です。また、電子証明書は3年ごとに自動更新します。
- 2 電子証明書の発行（更新）の際には、発行（更新）料として4,000円（消費税含む）が必要です。
- 3 電子証明書の発行（更新）料は、電子証明書をダウンロードする際に発生します。
- 4 保険医療機関（特定健診・特定保健指導を実施している保険医療機関を含む）及び保険薬局への発行（更新）料は、電子証明書をダウンロードした月の翌々月に、診療（調剤）報酬支払額からの控除又は「電子証明書発行・更新料払込請求書」による振込みとなります。
- 5 特定健診・特定保健指導機関への発行（更新）料は、電子証明書をダウンロードした月の翌々月に、「電子証明書発行・更新料払込請求書」による振込みとなります。
- 6 電子証明書の利用者の都合により電子証明書を再発行（新規発行の取扱いとなる）する場合は、発行料として4,000円が必要となります。
- 7 更新の際に、依頼書の提出は必要ありません。

別紙 3

(社) 全国労働衛生団体連合会
(財) 結核予防会
日本人間ドック学会
日本総合健診医学会
(財) 予防医学事業中央会

事務連絡
平成〇年〇月〇日

御中

社会保険診療報酬支払基金
情報管理部

特定健診・特定保健指導のデータ等の授受を
オンラインで行う場合の取扱いについて

平素は支払基金の業務運営につきまして、格別のご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、特定健診・特定保健指導を実施される機関の中で、特定健診・特定保健指導のデータ等の授受をオンラインにより実施される場合については、電子証明書の発行等を行う必要があります。

つきましては、オンラインにより実施するためには、別添1「電子情報処理組織の使用に関する届出（特定健診・特定保健指導機関用）」及び別添2「電子証明書発行依頼書」を提出していただく必要がありますので、貴会の傘下の機関へ周知していただきますようお願いいたします。

なお、本年4月から開始する場合の提出期限については、2月20日（水）としておりますので申し添えます。